

証券コード 7309  
2025年3月6日  
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株 主 各 位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ

取締役社長 島野泰三

## 第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 〈当社ウェブサイト〉

URL <https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>



※ 右のQRコードから当社ウェブサイトへアクセスできます。

### 〈東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〉

URL <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 右のQRコードから東京証券取引所ウェブサイトへアクセスできます。

なお、東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）については、同ウェブサイトへアクセスの上、銘柄名（シマノ）又はコード（7309）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

**当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月26日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

## 記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日) 午前10時(午前9時受付開始)  
2. 場 所 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地  
当社本社・Manufacturing Technology Center  
(マニュファクチュアリング テクノロジー センター)  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第118期(2024年1月1日から2024年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件  
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 取締役の報酬額改定の件

### 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁及び4頁の【議決権行使についてのご案内】をご高覧の上、2025年3月26日(水曜日)午後5時までにご行使ください。  
(留意点)  
・ 議決権行使書とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしします。  
・ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使とします。  
・ 当社は、株式会社ICJ(株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社)が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以上

- ◎当日ご出席の株主様は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、前頁記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款に基づき、次に掲げる事項は本株主総会書面には記載しておりません。
- ・ 事業報告 「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及び当該体制の運用状況」  
「株式会社の支配に関する基本方針」
  - ・ 連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・ 計算書類 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 議決権行使 についてのご案内

## 当日ご出席を見合わされる場合

### ● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

#### 行使期限

2025年3月26日(水曜日)  
午後5時到着分まで

### ● スマート行使及びインターネットによるご行使



議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしてご行使ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

#### 行使期限

2025年3月26日(水曜日)  
午後5時行使分まで

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

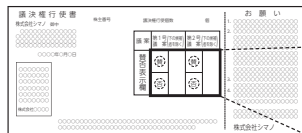
#### 株主総会開催日時

2025年3月27日(木曜日)  
午前10時  
〔受付開始 午前9時〕

## 書面による議決権行使

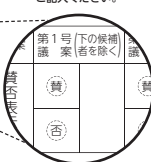
※通常より郵送に時間を要する可能性がございますので、早めにご投函くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

### ● 議決権行使書のご記入方法



役員選任議案について  
 全員賛成の場合 → 賛に○印  
 全員反対の場合 → 否に○印  
 一部候補者に反対の場合 → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

こちらに各議案の賛否をご記入ください。



### ● 議決権行使書用紙記載にあたっての注意事項について

議案	左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は無効票になってしまいます。	議案	誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、どちらか一方を抹消してくださいよう、お願いいたします。				
賛否表示欄	<table border="1"> <tr><td>賛</td></tr> <tr><td>否</td></tr> </table>	賛	否	→	<table border="1"> <tr><td>賛</td></tr> <tr><td>否</td></tr> </table>	賛	否
賛							
否							
賛							
否							

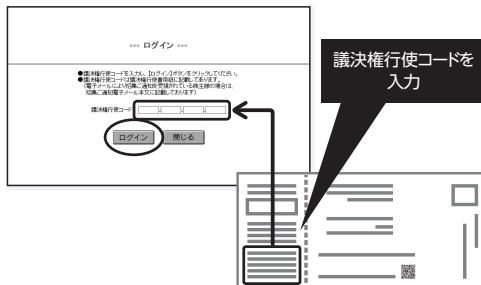
## インターネットによるご行使

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

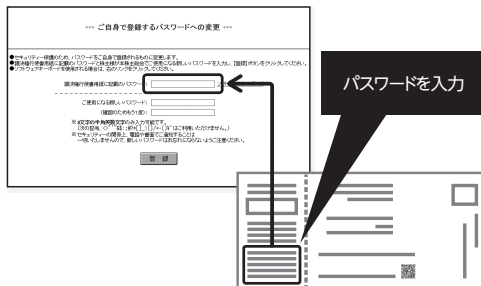
<https://www.web54.net>



### ② ログインする



### ③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。  
 ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる  
議決権行使に関する  
お問い合わせ先

インターネットによる議  
決権行使に関するご不明  
な点につきましては、右記  
にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎0120-652-031 (午前9時～午後9時受付)

議決権行使に関する  
事項以外のご照会

☎0120-782-031 (午前9時～午後5時土日休日を除く)

## スマート行使によるご行使

### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社  
デンソーウェブの  
登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



すべての会社提案議案に  
ついて「賛成」する

各議案について  
個別に指示する

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針とし、引き続き配当の充実と、機動的な自社株買い継続により総還元性向50%を下限の目安とし、株主還元向上につとめます。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、中間配当として、1株につき154円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき309円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき154円50銭、総額 13,760,684,949円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月28日（金曜日）

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役のうち、チア チン セン、一條和生、勝丸充啓、榭原定征、和田浩美の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、江口あつみ氏は、社外取締役の新任候補者となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	<p>チア チン セン (Chia Chin Seng) (1960年4月11日生)</p> <p>男性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1992年2月 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役 2002年1月 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 2011年3月 当社取締役 2011年9月 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 社長 2014年8月 Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長、現在に至る。 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長、現在に至る。 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長 2019年3月 当社常務取締役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長</p> <p>(取締役候補者とした理由) チア チン セン氏は、当社の主要海外拠点であるShimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長を筆頭に海外子会社の経営責任者を歴任し、当社の海外事業基盤の強化と拡大に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び監督機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	<p>いち じょう かず お 一 條 和 生 (1958年10月13日生)</p> <p>男性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1993年10月 一橋大学社会学部助教授 2000年4月 一橋大学大学院社会学研究科・国際企業戦略研究科助教授 2001年4月 同教授 2003年4月 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 客員教授 2005年3月 当社取締役、現在に至る。 2007年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2014年4月 同国際企業戦略研究科研究科長 2015年6月 株式会社電通国際情報サービス (現 株式会社電通総研) 社外取締役 2017年6月 ぴあ株式会社社外取締役、現在に至る。 2018年1月 株式会社ワールド社外取締役 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻専攻長教授 2022年3月 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 教授、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 教授 ぴあ株式会社社外取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 一條和生氏は、長年、国際企業戦略についての研究を続け教鞭をとり、当該分野における豊富な経験と高い専門性や見識を有しております。 同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、提言や助言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としてしました。</p>	4,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株 式 数
③	<p>かつ まる みつ ひろ 勝丸 充 啓 (1951年10月10日生)</p> <p>男性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1978年4月 東京地方検察庁検事 任官 1989年7月 在ドイツ日本国大使館一等書記官 2000年6月 法務省刑事局刑事課長 2001年6月 法務省刑事局総務課長 2003年1月 法務省大臣官房会計課長 2005年4月 法務省大臣官房審議官(総合政策統括担当) 2005年12月 福井地方検察庁検事正 2007年6月 水戸地方検察庁検事正 2008年10月 さいたま地方検察庁検事正 2010年1月 最高検察庁公安部長 2010年4月 京都大学公共政策大学院非常勤講師、現在に至る。 2010年12月 高松高等検察庁検事長 2012年4月 京都大学法科大学院非常勤講師、現在に至る。 2012年6月 広島高等検察庁検事長 2014年7月 検事長退官 2014年10月 弁護士登録、芝綜合法律事務所オブ・カウンセラー、現在に至る。 2015年6月 大陽日酸株式会社(現 日本酸素ホールディングス株式会社)社外取締役 2017年3月 当社取締役、現在に至る。</p> <div data-bbox="505 787 1199 896" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>芝綜合法律事務所オブ・カウンセラー 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師</p> </div> <div data-bbox="505 904 1199 1180" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>勝丸充啓氏は、法務省及び検察庁において要職を歴任し、現在は弁護士として活躍しており、コンプライアンス分野における豊富な経験と高い見識を有しております。</p> <p>同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、助言や提言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としました。</p> </div>	1,500株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	<p style="text-align: center;">さかきばら さだゆき 神原 定 征 (1943年3月22日生)</p> <p style="text-align: center;">男性</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1967年4月 東洋レーヨン株式会社 (現 東レ株式会社) 入社                      1994年6月 同社経営企画第1室長                      1996年6月 同社取締役                      1998年6月 同社常務取締役                      1999年6月 同社専務取締役                      2001年6月 同社代表取締役副社長                      2002年6月 同社代表取締役社長                      2010年6月 同社代表取締役取締役会長                      2012年6月 日本電信電話株式会社社外取締役                      2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会会長                      2014年6月 東レ株式会社取締役会長                      2015年6月 同社相談役最高顧問                      2017年6月 同社相談役                      2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長、現在に至る。                      2018年6月 東レ株式会社特別顧問                      2019年3月 当社取締役、現在に至る。                      2019年5月 株式会社ニトリホールディングス社外取締役                      2019年12月 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長                      2020年6月 関西電力株式会社社外取締役取締役会長、現在に至る。                      2022年12月 一般社団法人日本野球機構会長 (代表理事)、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長                              関西電力株式会社社外取締役取締役会長                              一般社団法人日本野球機構会長 (代表理事)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>神原定征氏は、数々の企業において要職を歴任し、現在も一般社団法人日本経済団体連合会の名誉会長を務めるなど、企業経営における豊富な経験と高い見識を有しております。</p> <p>同氏は、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、助言や提言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としてしました。</p> </div>	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
⑤	<p style="text-align: center;"> <small>わ だ ひろ み</small>  <b>和田浩美</b>            (1960年7月24日生)  <input type="text" value="女性"/>  <input type="text" value="再任"/>            取締役会出席状況            13回/13回 (100%)         </p>	<p>           1983年4月 松下電器産業株式会社 入社            2016年3月 非営利標準化団体Linux Foundation理事            2020年8月 パナソニック株式会社オートモーティブ社開発本部顧問            2021年6月 株式会社今仙電機製作所社外取締役            2021年6月 堺化学工業株式会社社外取締役、現在に至る。            2022年4月 パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社R&amp;D企画センター顧問            2022年6月 株式会社i-Golfスタジオ代表取締役、現在に至る。            2022年10月 パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問、現在に至る。            2023年3月 当社取締役、現在に至る。         </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(重要な兼職の状況)            パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問            堺化学工業株式会社社外取締役            株式会社i-Golfスタジオ代表取締役</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割)            和田浩美氏は、企業における技術開発をはじめIT技術に関する非営利団体の要職を歴任し、現在も他企業の社外取締役を務めるなど、IT・デジタル分野における豊富な経験と高い見識を有しております。            同氏は、当社の社外取締役として、経営の意思決定に際しては独立した客観的な立場から積極的かつ必要な発言、助言や提言を行ってきた実績があります。当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性のある助言や提言等を十分に発揮いただけると判断し、引き続き、社外取締役候補者としました。</p> </div>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑥	<p style="text-align: center;">えぐち 江口 あつみ (1957年10月2日生)</p> <p style="text-align: center;">女性</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1980年4月 サントリー株式会社(現 サントリーホールディングス株式会社)入社</p> <p>2010年4月 サントリーホールディングス株式会社広報部長</p> <p>2013年4月 サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社ビジネス開発部上席研究員</p> <p>2016年4月 サントリーホールディングス株式会社R&amp;D担当役員付渉外・広報担当(専任部長)</p> <p>2017年11月 江崎グリコ株式会社 入社 理事コーポレートコミュニケーション部長</p> <p>2018年3月 江崎グリコ株式会社執行役員コーポレートコミュニケーション部長</p> <p>2023年6月 株式会社ニッスイ社外取締役、現在に至る。</p> <p>2024年6月 株式会社山善社外取締役、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ニッスイ社外取締役 株式会社山善社外取締役</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>江口あつみ氏は、飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報・コーポレートコミュニケーション部門を歴任し、現在も他企業の社外取締役を務めるなど、研究開発・CSR分野における豊富な経験と高い専門性や見識を有しております。</p> <p>同氏の有する経験と見識を基とする独立した客観的な立場からの助言や提言は、当社経営の意思決定に資するものであり、当社が社外取締役へ期待する業務執行の監督及び専門性の発揮という役割を果たすと判断し、社外取締役候補者となりました。</p> </div>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 一條和生、勝丸充啓、榊原定征、和田浩美及び江口あつみの5氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

(社外取締役候補者に関する記載事項)

(1) 一條和生氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって20年であります。勝丸充啓氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。榑原定征氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。和田浩美氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

(2) 一條和生、勝丸充啓、榑原定征及び和田浩美の4氏と当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間で、上記の責任限定契約を継続する予定であります。

また、江口あつみ氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(3) 榑原定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社と当社の間の直近3事業年度の取引額はいずれも同社及び当社の連結売上高に比して1%以上の金額とはなっておりません。また、同氏が会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会と当社の間の直近3事業年度の取引額はいずれも同法人の経常収益及び当社の連結売上高に比して1%以上の金額とはなっておりません。

和田浩美氏が使用人を務めておられますパナソニック オートモーティブシステムズ株式会社との直近3事業年度の取引額はいずれも同社及び当社の連結売上高に比して1%以上の金額とはなっておりません。また、同氏が使用人を務めておりました現パナソニックホールディングス株式会社との直近3事業年度の取引額はいずれも同社及び当社の連結売上高に比して1%以上の金額とはなっておりません。

江口あつみ氏が使用人を務めておりましたサントリーホールディングス株式会社及び同グループ会社との直近3事業年度の取引額はいずれも同社と同グループ及び当社の連結売上高に比して1%以上の金額とはなっておりません。また、同氏が執行役員を務めておりました江崎グリコ株式会社との直近3事業年度の取引額はいずれも同社及び当社の連結売上高に比して1%以上の金額とはなっておりません。

(4) 榑原定征氏が2022年10月1日まで社外取締役に就任しておりました株式会社トトリホールディングスにおいて、その在任中に同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿(アスベスト)が含まれており、自主回収を行ったという事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

また、同氏が社外取締役に就任しております関西電力株式会社において、同社の子会社である関西電力送配電株式会社が管理する同社以外の小売電気事業者の顧客情報が、同社の社員等に漏洩していた事実並びに同社の社員等が当該情報を不適切に閲覧し活用していた事実及び特別高圧電力/高圧電力の取引に関して、不当な取引制限を禁止する独占禁止法に違反する行為を行った事実が判明しました。同氏はこれらの事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を積極的に行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。

(5) 当社は一條和生、勝丸充啓、榑原定征及び和田浩美の4氏を東京証券取引所規則が定める独立役員として同取引所に届け出ており、4氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

また、江口あつみ氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。

### 【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

- ①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。（※1）
1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※2）である者
  2. 当社を主要な取引先（※3）とする者又はその業務執行者である者
  3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
  4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
  5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
  6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
  7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
  8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
  9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
  10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
  11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
  12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
  13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。
- ②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

※1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。

※2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③使用人

※3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

【ご参考】当社の取締役のスキル・マトリックス（2025年3月27日 定時株主総会後の予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案のとおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	企業経営/ 経営戦略	製造/技術/ 研究開発	マーケティング/ 営業	リスク管理/ 法務	人材 マネジメント	サステナビリティ	財務/ 会計	IT/ デジタル	グローバル
島野容三 男性	●	●	●		●				●
島野泰三 男性	●	●	●		●			●	●
豊嶋敬 男性		●			●			●	●
津崎祥博 男性			●	●	●	●			●
チアチンセン 男性		●					●		●
一條和生 男性 (社外)	●					●	●	●	●
勝丸充啓 男性 (社外)				●		●			●
榊原定征 男性 (社外)	●	●			●		●		●
和田浩美 女性 (社外)		●						●	●
江口あつみ 女性 (社外)		●				●			●

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年3月26日開催の第112期定時株主総会において年額7億2千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）と決議いただき現在に至っております。

コーポレートガバナンスのより一層の強化を図るため社外取締役を増員する等諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の総額報酬は年額7億2千万円以内（うち社外取締役9千万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、取締役報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まないものといたします。

取締役の員数は、第2号議案が承認されますと、10名（うち社外取締役5名）になります。

当社は、事業報告記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

以上

# 事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、世界経済は、インフレ鎮静化を背景とした緩やかな成長が見え始めたものの、ウクライナや中東情勢の緊迫化、中国経済の停滞、各国での相次ぐ政権交代を受けて先行きの不透明感が増しました。

欧州では、物価上昇の落ち着きにより個人消費も持ち直し、景気は緩やかに回復する動きを見せました。

米国では、個人消費が堅調に推移したものの、労働市場の鈍化傾向や金利の高止まりの影響を受け景気回復のペースは緩慢なものとなりました。

中国では、長引く不動産市場の停滞と個人消費の低迷により、景気は力強さを欠きました。

日本では、堅調なインバウンド需要や雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような環境の下、自転車、釣具への需要は引き続き弱含みであり、当連結会計年度における売上高は450,993百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は65,085百万円（前年同期比22.2%減）、経常利益は98,674百万円（前年同期比4.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は76,329百万円（前年同期比24.8%増）となりました。

### 報告セグメント別の概況

#### 自転車部品

長期的なトレンドとして自転車への高い関心が続くなか、完成車の店頭販売は弱含みとなり、市場在庫は高い水準で推移しました。

海外市場においては、欧州市場では、春先の天候不順によって完成車の店頭販売は軟調となり、市場在庫は高めの水準で推移しました。

北米市場では、自転車への関心は底堅かったものの、完成車の店頭販売は弱含みとなり、市場在庫はやや高めで推移しました。

アジア・オセアニア・中南米市場においては、市場在庫の水準に改善の兆しが見え始めた一方、個人消費の低迷が継続し、完成車の店頭販売は弱含みで推移しました。中国市場では、スポーツサイクリングへの高い人気は継続した一方、シーズン終盤に市場に対する完成車の出荷量が増え、市場在庫は高めとなりました。

日本市場においては、完成車価格の高騰もあり、店頭販売は低調となり、市場在庫はやや高めで推移しました。

このような市況の下、ロードバイク向けコンポーネントの「SHIMANO 105」やグラベル専用コンポーネント「SHIMANO GRX」などの製品にご好評を頂きました。

この結果、当セグメントの売上高は345,553百万円（前年同期比5.2%減）、営業利益は54,157百万円（前年同期比17.0%減）となりました。



## 釣具

世界的に過熱気味であった釣具の需要が落ち着き、販売は弱含みで推移したなか、市場在庫の調整に改善の兆しが見えました。

日本市場においては、釣り愛好家の購買意欲は底堅く高価格帯製品の販売は堅調であったものの、販売は総じて力強さを欠き、市場在庫の調整は継続しました。

海外市場においては、北米市場では、安定した需要に支えられ販売は堅調に推移し、市場在庫の適正化が進みました。

欧州市場では、販売は堅調さを取り戻し、市場在庫の調整に進展の兆しが見え始めました。

アジア市場では、個人消費の低迷と悪天候の影響を受け、販売は弱含みとなり、市場在庫はやや高めの水準で推移しました。

豪州市場では、良好な天候と釣況に支えられ、販売は好調に推移し、市場在庫は適正水準を維持しました。

このような市況の下、新製品のスピニングリール「VANFORD」が高い評価を受けるとともに、引き続きスピニングリールの「TWIN POWER」、ロッド「POISON ADRENA」などの製品に多くのご注文をいただきました。

この結果、当セグメントの売上高は104,990百万円（前年同期比3.9%減）、営業利益は10,929百万円（前年同期比40.6%減）となりました。

## その他

当セグメントの売上高は449百万円（前年同期比1.9%減）、営業損失は1百万円（前年同期は営業損失11百万円）となりました。

## ①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)		当連結会計年度 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
自 転 車 部 品	百万円 364,679	% 76.9	百万円 345,553	% 76.6	百万円 △19,125	% △5.2
釣 具	109,225	23.0	104,990	23.3	△4,235	△3.9
そ の 他	457	0.1	449	0.1	△8	△1.9
合 計	474,362	100.0	450,993	100.0	△23,369	△4.9

## ②セグメント別の状況

### 1.セグメント別売上高の推移

区分	第115期	第116期	第117期	第118期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	443,678	517,436	364,679	345,553
釣 具 (百万円)	102,388	110,993	109,225	104,990
そ の 他 (百万円)	447	479	457	449

### 2.セグメント別営業利益の推移

区分	第115期	第116期	第117期	第118期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	125,146	144,994	65,251	54,157
釣 具 (百万円)	23,120	24,163	18,413	10,929
そ の 他 (百万円)	20	1	△11	△1

(注) △は営業損失であります。

### 3.地域別売上高の推移

区分	第115期	第116期	第117期	第118期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
日 本 (百万円)	55,181	54,383	48,713	41,448
北 米 (百万円)	49,932	57,643	44,679	46,870
ヨ ー ロ ッ パ (百万円)	227,456	299,934	198,432	160,625
ア ジ ア (百万円)	190,388	191,479	159,150	178,995
その他の地域 (百万円)	23,556	25,468	23,386	23,053

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、総額44,682百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品25,715百万円、釣具7,546百万円、その他14百万円、全社（共通）11,405百万円であります。この所要資金は自己資金でまかなっております。

区分	第115期	第116期	第117期	第118期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
自転車部品(百万円)	15,821	19,209	21,822	25,715
釣具(百万円)	2,811	5,582	3,153	7,546
その他(百万円)	5	2	0	14
全社(共通)(百万円)	1,890	2,968	6,379	11,405
合計(百万円)	20,529	27,762	31,356	44,682

(注) 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第115期	第116期	第117期	第118期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高(百万円)	546,515	628,909	474,362	450,993
営業利益(百万円)	148,287	169,158	83,653	65,085
経常利益(百万円)	152,562	176,568	103,369	98,674
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	115,937	128,178	61,142	76,329
1株当たり当期純利益	1,252円62銭	1,408円22銭	676円77銭	853円36銭
純資産(百万円)	616,651	741,095	802,396	883,613
総資産(百万円)	705,370	826,413	871,731	958,953

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第116期の期首から適用しており、第116期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第115期	第116期	第117期	第118期
	2021年1月1日から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高(百万円)	311,823	368,070	284,739	255,297
営業利益(百万円)	63,083	75,017	38,731	28,579
経常利益(百万円)	64,744	85,199	64,504	103,227
当期純利益(百万円)	47,107	63,920	40,475	94,110
1株当たり当期純利益	508円96銭	702円25銭	448円00銭	1,052円15銭
純資産(百万円)	200,912	209,751	211,469	259,952
総資産(百万円)	257,233	268,115	250,664	300,992

(注) 上記①及び②に記載されている1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は緩やかな回復基調を辿る事が見込まれるものの、ウクライナ・中東情勢をはじめとした地政学リスクに伴う資源価格の上昇や物流の停滞によるサプライチェーンの混乱、また2024年に相次ぎ実施された各地域の国政選挙結果からの政策変更が景気を下押しする可能性があります。

欧米を中心としたインフレ鎮静化と個人消費の回復を受け、景気は緩やかな回復基調となることが見込まれる中、欧州では主要国での政局不安、また米国では新政権の通商政策が景気を左右する可能性があります。

中国では、不動産市場の長期的な低迷により景気回復の力強さを欠く恐れがあります。

日本では、所得環境の改善や政府の経済施策から個人消費が堅調に推移し、景気は緩やかに回復に向かうことが見込まれるものの、米国の通商政策が影響を与える可能性もあります。

このような経営環境のなか、当社は、自転車や釣具に対する需要動向を注視しつつ、お客様の視点にそった高品位で魅力的な製品を提供する、日本発の「開発型デジタル製造業」として、多くの人々に感動していただける「こころ躍る製品」の開発・製造に邁進することはもとより、企業と社会の共有価値を創造し続ける「価値創造企業」として、一步一步、前進していくことが大切であると考えております。経営効率のさらなる向上を図り、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を促進し、サステナブルな成長を目指してまいります。

#### (5) 企業集団の主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な事業内容
自転車部品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
その他	ロウイング関連用品等の製造・販売

#### (6) 企業集団の主要拠点等

##### ①当社の主要拠点

本社		大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
工場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
開発拠点	東京オフィス	東京都中央区
営業所	埼玉営業所	埼玉県上尾市
	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

②子会社の主要拠点

国内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano Europe B.V.	オランダ
	Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
自転車部品	6,962名	( 2,005名)
釣具	2,219名	( 1,037名)
その他	247名	( 41名)
全社(共通)	702名	( 101名)
合計	10,130名	( 3,184名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S\$65,994千	100%	自転車部品製造、販売及び釣具販売並びにアジア製造子会社の統括
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano Europe B.V.	EUR5,148千	100%	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括
Shimano North America Holding, Inc.	US\$14,000千	99%	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売

(注) 当社の出資比率の( )内は、間接出資割合の内書であります。

## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 262,400,000株  
 (2) 発行済株式の総数 89,120,000株 (自己株式54,078株を含む。)  
 (3) 株 主 数 9,092名  
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,766千株	13.21%
湊興産株式会社	7,936千株	8.91%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,573千株	5.14%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,701千株	4.16%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,953千株	3.32%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.44%
日本生命保険相互会社	1,801千株	2.02%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,450千株	1.63%
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,442千株	1.62%
株式会社りそな銀行	1,411千株	1.58%

(注) 持株比率は自己株式 (54,078株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役及び外国人取締役を除く。) に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的として、2023年3月29日開催の第116期定時株主総会の決議に基づき、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を用いた譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額8千万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける株式の総数は株式分割又は株式併合が行われた場合等を除き、年7,500株以内とします。

当事業年度中に当社取締役に交付した株式報酬の交付状況は、次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役及び外国人取締役を除く)	1,288株	4人

### 3. 当社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

(2024年12月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼 CEO	島野 容三 男性	取締役会議長	
代表取締役 社長	島野 泰三 男性		
代表取締役 副社長	豊嶋 敬 男性		
代表取締役 副社長	津崎 祥博 男性		
常務取締役	チア チン セン (Chia Chin Seng) 男性		Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長
取締役	一條 和生 男性		International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 教授 株式会社電通総研社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役
取締役	勝丸 充啓 男性		芝綜合法律事務所オブ・カウンセラー 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師
取締役	榊 原定征 男性		一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 関西電力株式会社社外取締役取締役会長 一般社団法人日本野球機構会長 (代表理事)
取締役	和田 浩美 女性		パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問 堺化学工業株式会社社外取締役 株式会社i-Golfスタジオ代表取締役
常勤監査役	樽谷 潔 男性		
常勤監査役	吉本 昌義 男性		
監査役	野末 佳奈子 女性		辻中法律事務所弁護士
監査役	橋本 敏彦 男性		橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役

- (注) 1. 取締役一條和生、勝丸充啓、榊原定征及び和田浩美の4氏は、会社法に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 2024年3月27日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、吉本昌義氏は常勤監査役に就任いたしました。  
 6. 2024年3月27日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役平田義弘氏は任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の役員・重要な使用人等の主要な業務執行者

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとなります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担いたします。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な指標の設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。

各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

社外取締役を除く取締役の報酬は月額報酬、賞与、株式報酬から構成しており（株式報酬については外国人取締役を除く）、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当社の成長性と収益性を向上させる意欲を高める目的で当連結会計年度の計画の売上高、営業利益を業績指標として設定し、その実績の達成度合い及び過年度に比した伸長度合いに基づいてそれぞれ支給することにしております。当連結会計年度における当初の計画の売上高は420,000百万円、営業利益は53,000百万円、当連結会計年度における実績の売上高は450,993百万円、営業利益は65,085百万円です。また、株式報酬は、中長期の業績を反映させる観点から、株主総会の決議により定められた株式報酬総額の最高限度額の範囲内において、当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで新株式の発行又は自己株式の処分を行う形で付与します。当該株式報酬は、報酬額決定の取締役会前営業日の株価を計算の基礎として役位に応じた一定の基準支給額に相当する数の当社株式を譲渡制限付で交付し、譲渡制限解除日を当社の取締役、執行役員いずれの地位からも退任した日とするものです。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬：株式報酬＝5割：4割：1割」となります。

また、業務執行に関わる取締役（外国人取締役を除く）は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬



の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

上記方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決議いたしました。

当連結会計年度の取締役の報酬に係る指名・報酬諮問委員会は、報酬決定の客観性・透明性を担保する観点から2回開催されました。当委員会の答申を受けて取締役会において取締役の報酬に係る決議を行いました。当該取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等については2019年3月26日開催の第112期定時株主総会（決議に係る取締役16名（うち社外取締役2名））において取締役の報酬総額を年額7億2千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）とし、取締役の報酬額には使用人分給与及び賞与は含まない旨を決議しております。また、2023年3月29日開催の第116期定時株主総会（決議に係る取締役9名（うち社外取締役4名、外国人取締役1名））において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、社外取締役及び外国人取締役を除く取締役の譲渡制限付株式報酬総額を年額8千万円以内（ただし、割り当てる譲渡制限付株式の総数は7,500株を上限とする）と決議しております。また、当社の監査役の報酬等については2011年3月30日開催の第104期定時株主総会（決議に係る監査役4名（うち社外監査役2名））において監査役の報酬総額を年額7千万円以内と決議しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	470 (48)	292 (48)	146 (-)	30 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	60 (15)	60 (15)	-	-	5 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。  
 2. 当社は、非金銭報酬として当社取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く）に対し、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.当社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。  
 3. 上記には2024年3月27日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。  
 4. 当事業年度を含む売上高及び営業利益(選定した業績指標)の推移は、「1.企業集団の現況に関する事項(3)財産及び損益の状況」に記載のとおりです。  
 5. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額146百万円が含まれております。  
 6. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	一條和生	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、企業社会一般に基づいた長期展望や国際企業戦略の視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2024年は7月及び12月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	勝丸充啓	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、コンプライアンス分野の専門家として、専門的かつ客観的な視点に基づき議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2024年は7月及び12月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	榑原定征	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2024年は7月及び12月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。
取締役	和田浩美	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、IT・デジタル分野における技術開発者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち（2024年は7月及び12月）、情報の収集、監査役との連携を図っております。

② 監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	野末佳奈子	<p>当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から発言を行うなど、経営への監督機能を十分に発揮しました。</p> <p>三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つ（2024年は7月及び12月）などして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。</p>
監査役	橋本敏彦	<p>当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。</p> <p>主に税理士としての専門的見地から発言を行うなど、経営への監督機能を十分に発揮しました。</p> <p>三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つ（2024年は7月及び12月）などして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。</p>

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	45百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
2. 本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	711,461	流 動 負 債	55,802
現 金 及 び 預 金	534,045	買 掛 金	16,111
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	39,902	リ ー ス 債 務	1,242
商 品 及 び 製 品	73,683	未 払 法 人 税 等	9,803
仕 掛 品	39,044	賞 与 引 当 金	3,479
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,914	役 員 賞 与 引 当 金	160
そ の 他	17,265	製 品 保 証 引 当 金	1,173
貸 倒 引 当 金	△395	そ の 他	23,832
固 定 資 産	247,491	固 定 負 債	19,537
有 形 固 定 資 産	182,708	リ ー ス 債 務	2,319
建 物 及 び 構 築 物	80,844	繰 延 税 金 負 債	3,018
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	31,176	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,310
土 地	15,117	製 品 保 証 引 当 金	12,151
リ ー ス 資 産	5,649	そ の 他	737
建 設 仮 勘 定	44,624	負 債 合 計	75,339
そ の 他	5,297	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	24,960	株 主 資 本	715,438
の れ ん	1,661	資 本 金	35,613
ソ フ ト ウ エ ア	13,424	資 本 剰 余 金	5,640
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	7,914	利 益 剰 余 金	675,370
そ の 他	1,960	自 己 株 式	△1,186
投 資 そ の 他 の 資 産	39,822	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	166,958
投 資 有 価 証 券	25,892	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,139
繰 延 税 金 資 産	8,382	為 替 換 算 調 整 勘 定	159,819
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,900	非 支 配 株 主 持 分	1,215
そ の 他	3,097	純 資 産 合 計	883,613
貸 倒 引 当 金	△450	負 債 純 資 産 合 計	958,953
資 産 合 計	958,953		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		450,993
売上原価		278,690
売上総利益		172,303
販売費及び一般管理費		107,217
営業利益		65,085
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,529	
その他の	13,877	37,406
営業外費用		
支払利息	117	
その他の	3,699	3,817
経常利益		98,674
特別損失		
工場建替関連費用	80	80
税金等調整前当期純利益		98,594
法人税、住民税及び事業税	22,104	
法人税等調整額	△82	22,021
当期純利益		76,573
非支配株主に帰属する当期純利益		243
親会社株主に帰属する当期純利益		76,329

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	153,564	流動負債	28,326
現金及び預金	36,841	買掛金	10,241
受取手形	760	未払金	5,481
売掛金	31,010	未払法人税等	3,920
製成品	25,135	未払費用	396
仕掛品	18,676	預り金	4,981
原材料	1,437	賞与引当金	383
貯蔵品	231	役員賞与引当金	146
未収入金	32,536	製品保証引当金	765
その他金	6,942	その他	2,011
貸倒引当金	△6	固定負債	12,713
固定資産	147,427	製品保証引当金	12,151
有形固定資産	84,958	その他	562
建物	42,468		
構築物	1,834	負債合計	41,039
機械及び装置	5,617	(純資産の部)	
車両運搬具	96	株主資本	252,067
工具、器具及び備品	2,337	資本金	35,613
土地	9,871	資本剰余金	5,822
リース資産	94	資本準備金	5,822
建設仮勘定	22,638	利益剰余金	211,817
無形固定資産	18,493	利益準備金	3,194
のれん	1	その他利益剰余金	208,623
工業所有権	22	繰越利益剰余金	208,623
ソフトウェア	11,029	自己株式	△1,186
ソフトウェア仮勘定	7,365	評価・換算差額等	7,884
その他	74	その他有価証券評価差額金	7,884
投資その他の資産	43,975		
投資有価証券	20,880	純資産合計	259,952
関係会社株	13,818	負債純資産合計	300,992
出資	28		
長期前払費用	1,085		
前払年金費用	2,900		
繰延税金資産	4,581		
その他	1,106		
貸倒引当金	△424		
資産合計	300,992		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		255,297
売上原価		173,695
売上総利益		81,602
販売費及び一般管理費		53,022
営業利益		28,579
営業外収益		
受取利息	466	
受取配当金	74,573	
その他	1,541	76,580
営業外費用		
支払利息	65	
その他	1,868	1,933
経常利益		103,227
特別損失		
工場建替関連費用	80	80
税引前当期純利益		103,147
法人税、住民税及び事業税	8,958	
法人税等調整額	77	9,036
当期純利益		94,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月6日

株式会社シマノ  
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シマノの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月6日

株式会社シマノ  
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シマノの2024年1月1日から2024年12月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

株式会社シマノ 監査役会

常勤監査役 樽谷 潔 ㊟

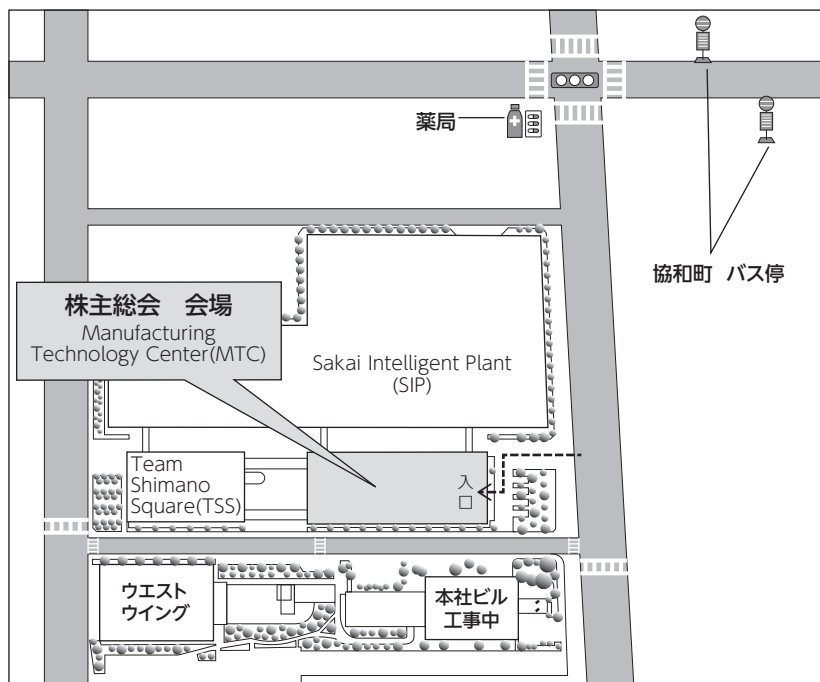
常勤監査役 吉本 昌義 ㊟

社外監査役 野末 佳奈子 ㊟

社外監査役 橋本 敏彦 ㊟

以 上

## 株主総会会場周辺のご案内

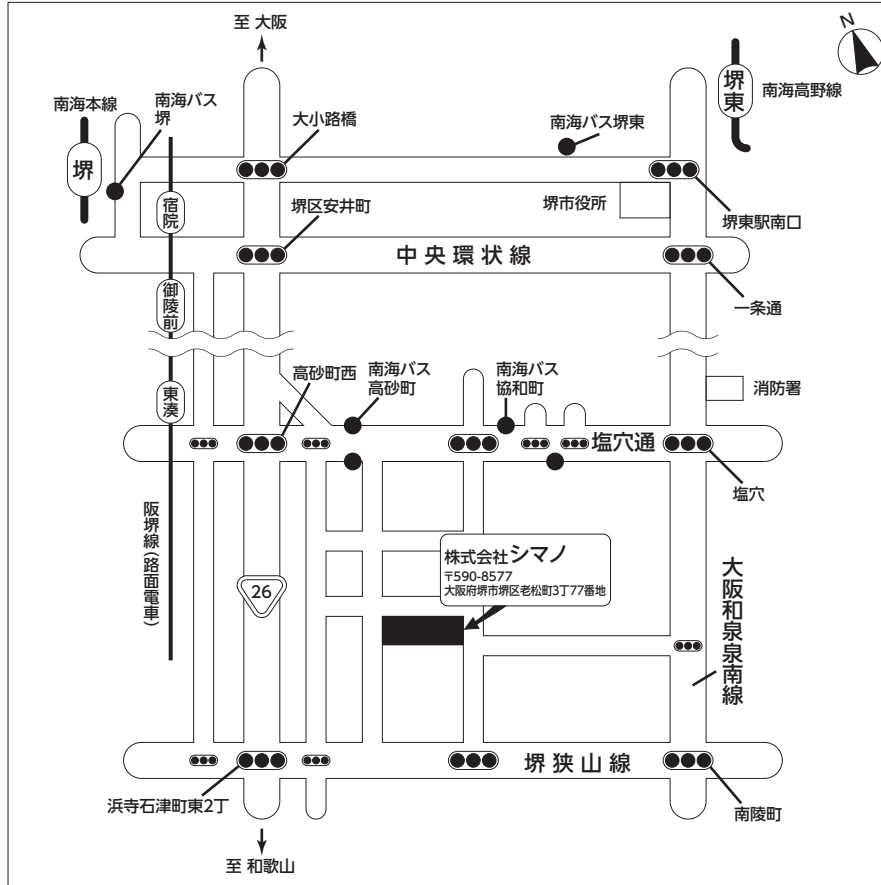


### 【交通のご案内】

- ・ 南海高野線「堺東駅」から  
タクシー：約10分  
バス：南海バス（南循環右回り堺駅前行き）「協和町」で下車、徒歩5分
- ・ 南海本線「堺駅」から  
タクシー：約10分  
バス：南海バス（南循環左回り堺駅南口行き）「協和町」で下車、徒歩5分
- ・ JR阪和線「堺市駅」から  
タクシーで約20分
- ・ 地下鉄御堂筋線「なかもず駅」から  
タクシーで約20分

※駐車場の用意はございません。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内略図



株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面をご覧ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。